

最上小国川流域環境保全協議会規約

(目的)

第1条 山形県は、最上小国川における治水対策を進めるにあたり、ダム建設予定地周辺及び最上小国川流域の環境保全を図るため、最上小国川流域環境保全協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 最上小国川ダム建設予定地とその周辺地域及び最上小国川流域における自然環境の調査及び保全対策に関すること。
- (2) 最上小国川ダム及び河道改修の工事实施に伴う環境影響への配慮事項に関すること。
- (3) その他、必要と認められる事項。

(組織)

第3条 協議会は、次の者をもって別表のとおり組織する。

- (1) 学識経験者 6名程度
- (2) 地域代表者 5名程度
- (3) 行政担当者 2名程度

(委員長)

第4条 協議会には委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総括する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、協議会を招集し、その議長を務める。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の会議への出席)

第6条 協議会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(立入調査)

第7条 協議会が必要と認めるときは、工事現場等の立入調査を実施することができる。

(公開等)

第8条 協議会は原則として公開とする。ただし、公開が適切でない事項については委員長の判断により、非公開とすることができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、山形県最上総合支庁建設部に置く。

2 事務局は、次の事務を行う。

- (1) 協議会の開催に関すること。
- (2) 協議会の記録に関すること。
- (3) その他委員会の運営に必要な事務に関すること。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この規約は、平成21年 1月20日から施行する。